

1 カンテン末

2 基原の項を次のように改める.

3 本品は1)「カンテン」を粉末としたもの又は2)マクサ(テ
4 ングサ) *Gelidium elegans* Kuetzing, その他同属植物
5 (*Gelidiaceae*)又は諸種紅藻類(*Rhodophyta*)から得た粘液を
6 脱水し, 粉末としたものである.
7